

## 錦江町農業委員会 11月定例会会議録

○ 開催日時 令和2年11月25日(水) 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 出席委員(農業委員13人、農地利用最適化推進委員8人)

|      |     |        |
|------|-----|--------|
| 会長   | 1番  | 宿利原 勝吉 |
| 会長代理 | 2番  | 鈴 一磨   |
| 委員   | 3番  | 徳永 哲朗  |
| 委員   | 4番  | 毛下 利美  |
| 委員   | 5番  | 鳥越 秀一  |
| 委員   | 6番  | 元丸 敏朗  |
| 委員   | 7番  | 寺田 郁哉  |
| 委員   | 8番  | 貫見 和洋  |
| 委員   | 9番  | 内菌 雄治  |
| 委員   | 10番 | 鍋 康博   |
| 委員   | 11番 | 本釜 好子  |
| 委員   | 12番 | 宿利原 進  |
| 委員   | 13番 | 安水 純一  |
| 委員   | 14番 | 坂元 博美  |

|             |        |
|-------------|--------|
| 農地利用最適化推進委員 | 内菌 政文  |
| 農地利用最適化推進委員 | 山中 徹   |
| 農地利用最適化推進委員 | 水流 佳文  |
| 農地利用最適化推進委員 | 竹原 政洋  |
| 農地利用最適化推進委員 | 畠中 正秋  |
| 農地利用最適化推進委員 | 折小野 道男 |
| 農地利用最適化推進委員 | 横原 利己  |
| 農地利用最適化推進委員 | 弓指 義洋  |

○ 欠席委員

委員10番 鍋委員

農地利用最適化推進委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木 まり子・山下 知幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読 5番 鳥越委員

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について 8番・9番

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第32号 農地法第3条許可申請について

議案第33号 農地法第4条許可申請について

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（所有権移転）の錦江町町に対する要請について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（利用券設定）の錦江町町に対する要請について

議案第36号 非農地証明願いについて

議案第37号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更の協議について

|       |  |
|-------|--|
| ○事務局長 | 皆さん姿勢を正してください。一同 礼。それでは令和2年11月の錦江町農業委員会定例総会をただいまから始めたいと思います。農業委員会憲章朗読を、5番の鳥越委員、よろしくお願いいたします。   |
| ○鳥越委員 | 錦江町農業委員会検証、私たち農業委員会は、農業農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理感を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって以下の、憲章を遵守することを誓います。一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村、基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼にこたえます。一つ、農業委員会は、食料の自給率と、自給力を維持向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。一つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、規参入の促進に努めます。一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集、提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。 |
| ○事務局長 | ありがとうございました。では、会長挨拶をよろしくお願いいたします。  |
| ○会長   | 皆さんこんにちは。ことしも残りわずかとなっておりますが、コロナ始まって、まだ終息が見えない状態で、今先ほどもありましたが、鍋員が、コロナの影響で、旅行に行ってもまだ2週間たっていないということで、今日は欠席ということになります。それと水流推進委員が遅れるということでもありますので、よろしくお願いいたします。それではただいまより、令和2年11月、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は鍋委員が欠席をしておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定による、本日の会議録署名人には8番、貫見委員と、9番、内菌委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。次に「会務報告について」を議題とします。事務局から説明と報告をお願いいたします。                        |
| ○事務局長 | はい、それでは会務報告を、報告をさせていただきます。1ページを御覧いただきたいと思います。まず11月4日ですけれども、大隅地区農業委員会事務局会議が開かれております。会場は垂水市役所でございます。翌5日ですが、常設審議委員会がございまして、山下書記が出席しております。10日、市町村農業委員会事務局長等会議が鹿児島市で開催されたところです。19日、第1回臨時議会が本庁で開催され、私が出席しております。20日、現地調査、4条並びに非農地判断の現地確認をしております。ここに4条転用しか書いてございませんが、ここに非農地判断も漏れておりますので、非農地判断を追加していただければと思います。そして本日ですけれども、農業委員会の11月定例総会ということでございます。会務報告は以上です。  |

|        |   |
|--------|---|
| ○会長    | ただいま会務報告について、質問等はありませんか。  |
| ○委員    | 無し  |
| ○会長    | 無いようですので、以上で会務報告を終わります。それでは、付議事項に入ります。議案第 32 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題とします。説明をお願いいたします。  |
| ○事務局長  | 資料は 3 ページを御覧いただきたいと思います。まず、受付番号 8 番ですが、譲渡人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては城元字水ノ迫 5,055-1、地目は台帳現況ともに畑でございます。地積が 1,858 m <sup>2</sup> となっております。譲受人は〇〇さん、厚ヶ瀬自治会の方でございます。続いて受付番号 9 番ですけれども、譲渡人が〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。申請地につきましては、神川字小辻 4,364-1、地目は台帳現況ともに畑でございます。地積につきましては 1,677 m <sup>2</sup> となっております。譲受人は〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。2 件とも売買ということでございます。説明は以上です。 |
| ○会長    | ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号 8 番について調査報告を、宿利原委員お願いいたします。   |
| ○宿利原委員 | 報告いたします。譲受人の〇〇さんは、林業を中心に、農業をされております。また錦江町の認定農家でもあります。よろしく申し上げます。以上です。   |
| ○会長    | 続いて受付番号 9 番についての調査報告をお願いします。  |
| ○事務局長  | 水流委員がまだ到着しておりませんので、事務局のほうで説明します。  |
| ○折久木書記 | 9 番について説明いたします。譲受人の〇〇さんですが、〇〇さんの息子さんであります。この物件は 10 数年前に父親の〇〇さんのほうが、売買による購入をされていましたが名義を変えてなかったということで、所有者の〇〇さんのほうから名義を変えてくれということで、今回、〇〇ではなくて、後継者の〇〇さんのほうに名義を変えたいという申請であります。金額のほうが〇〇円で購入をされたということでした。〇〇さんのところは、お父さんは大工さんもされていますけど、〇〇さんが畜産業を継いでおられて、一生懸命されていらっしゃる方です。経営面積それから、機械、あと従事日数ともに、条件をクリアしているので、大丈夫と思います。                                   |
| ○会長    | ただいま事務局の説明と、委員から報告ありましたが、質疑はありませんか。   |
| ○鈴委員   | 8 番の金額はいくらですか。  |
| ○宿利原委員 | 〇〇円です。  |
| ○会長    | ほかにありませんか。  |
| ○委員    | 無し  |
| ○会長    | 質疑なしと認めます。これから議案第 32 号採決いたします。お諮りします、議案第 32 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。   |
| ○委員    | 無し  |
| ○会長    | 異議なしと認めます。したがって議案第 32 号については、原案のとおり   |

|        |   |
|--------|---|
|        | り決することに決定しました。次に、議案第 33 号「農地法第 4 条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。   |
| ○事務局長  | はい。資料は 7 ページを御覧いただきたいと思います。受付番号は 6 番でございます。申請者は〇〇さん、神川中自治会の方でございます。申請に係る土地につきましては神川字牧原一 7, 151- 1、地目につきましては台帳現況ともに畑でございます。申請に係る地籍でございますが、18, 817 ㎡のうち 1, 555 ㎡となっております。転用目的は畜舎並びに資材置き場ということでございます。転用の理由といたしましては、規模拡大による畜舎の建設及び飼料を保存するための資材置き場の確保となっております。位置図・現況図については、8 ページから 13 ページにわたって添付してございますので、お目通しをお願いしたいと思います。ちなみに 8 ページが町内の位置図ですね、それから 9 ページが詳細な位置図、10 ページが測量図のようなものですね、10 ページ・11 ページ同じでございます。そして 12 ページが写真を白黒ですけれども、こういった形状になっているというところ、そして 13 ページが畜舎の設計図となっております。以上です。 |
| ○会長    | ただいま説明がありましたが、宿利原委員の調査報告をお願いいたします。  |
| ○宿利原委員 | 20 日の日に、事務局 2 名と委員長の宿利原さんと 4 名で現地に行きました。〇〇さんも、まだ就農して 2 年目ぐらいですが、やる気のある青年でございます。よろしく申し上げます。以上です。   |
| ○会長    | ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の調査報告ありましたが質疑はありませんか。  |
| ○委員    | 無し  |
| ○会長    | 質疑なしと認めます。これから議案第 33 号を採決いたします。お諮りします、議案第 33 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。   |
| ○委員    | 無し  |
| ○会長    | 異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号については原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。   |
| ○事務局長  | はい。資料は 15 ページを御覧いただきたいと思います。農用地利用集積計画の所有権移転でございます。まず、譲渡人ですが、〇〇さん大阪府の方でございます。申請にかかる土地が、馬場字染川 4, 391- 2、地目につきましては台帳現況ともに、田でございます。地積が 1, 062 ㎡となっております。譲受人は、〇〇さん、笹原自治会の方でございます。位置図につきましては次のページ、16 ページに付けてございますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上です。  |
| ○会長    | ただいま説明がありましたが、受付番号 4 番について、鈴委員の報告をお願いいたします。   |

|       |   |
|-------|---|
| ○鈴委員  | <p>〇〇さんは認定農業者でございまして、カライモづくりに一生懸命頑張っている若い青年でございまして、ここの現地は畑の部分〇〇円で買ったということとでございまして、ちょっと上のほうに、山として付いているところを〇〇円ということとで買いましたということとでございまして。以上です。</p>   |
| ○会長   | <p>ただいま事務局の説明と、担当委員の報告がありました、質疑はありませんか。</p>   |
| ○委員   | <p>無し</p>   |
| ○会長   | <p>質疑なしと認めます。これから議案第 34 号を採決いたします。お諮りします。議案第 34 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>  |
| ○委員   | <p>無し</p>   |
| ○会長   | <p>異議なしと認めます。したがって議案第 34 号については原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、ここでお諮りします。資料のとおり、この議案は、132 筆の審議となっており、また委員の退席を求めなければならない案件もあることから、12 回に分けて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>  |
| ○委員   | <p>異議なし</p>   |
| ○会長   | <p>異議なしと認めます。それでは議案第 35 号のうち受付番号 282 番から 286 番について説明をお願いいたします。</p>  |
| ○事務局長 | <p>はいそれでは説明をさせていただきます。資料は 18 ページでございまして、まず受付番号 282 番でございまして、貸し人は〇〇さん、愛知県の方でございまして。申請地につきましては神川字カヤガ迫 6, 110-2、現況地目は畑でございまして。地籍につきましては 4, 415 ㎡となっております。貸付の期間につきましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっており、小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、笑喜自治会の方でございまして。続いて 283 番でございまして、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございまして。申請地は神川字下大牧 5, 962-1、地目は畑、地積が 7, 166 ㎡でございまして。貸し付けにしましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までで、貸付料金は〇〇円となっております。借り人は先ほどと同じく〇〇さん、笑喜自治会の方でございまして。続いて 284 から 286 につきましては、貸し人が〇〇さん、協和自治会の方でございまして。申請地につきましてはお目通しいただきたいと思っております。3 筆合わせまして 7, 466 ㎡となっております。貸し付けにしましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金もそこに明示してございまして、お目通し願いたいと思っております。借り人は同じく〇〇さん、笑喜自治会の方でございまして。以上です。</p> |
| ○会長   | <p>ただいま説明がありました、受付番号 282 番から 286 番については、私のほうで報告をいたします。この〇〇さんは野菜となっておりますが、干し大根と高菜とカライモと牛が 2 頭であります。労働力は二人となっておりますが、</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>近くに妹がおりまして、3人でやっております。何ら問題はないかと思われま<br/>すので、よろしくお願いいたします。ただいま、私のほうで報告をしましたが、<br/>質疑はありませんか。</p>   |
| ○委員   | 無し   |
| ○会長   | <p>質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号282番から286<br/>番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号282<br/>番から286番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>  |
| ○委員   | なし   |
| ○会長   | <p>異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号282番か<br/>ら286番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第<br/>35号のうち受付番号287番から296番について審議いたします。説明をお願<br/>いいたします。</p>  |
| ○事務局長 | <p>はいそれでは、287番から説明させていただきます。貸し人のほうは〇〇さ<br/>ん、神奈川県の方でございます。申請地につきましては神川字原田3,220、地<br/>目が田、地積が1,271㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2<br/>年12月15日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金につき<br/>ましては〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて288番ですが、貸し<br/>人は〇〇さん、神川新町の方です。申請地につきましては、神川字寺ノ上<br/>4,860-5、地目が畑、地積が1,495㎡となっております。貸し付けに関しまし<br/>ては、令和2年12月15日から令和7年12月14日までとなっており、小作料<br/>金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて289<br/>番ですが、貸し人が〇〇さん、兵庫県の方でございます。申請地につきま<br/>しては神川字原田3,227、地目が田、地積は1,023㎡でございます。貸し付けに<br/>関しましては令和2年11月26日から令和5年12月14日までで小作料金は<br/>〇〇俵となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて290番<br/>ですが、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては<br/>神川字寺ノ上4,881-1、地目は畑、地積が2,954㎡となっております。貸し<br/>付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日までで、小作<br/>料金は〇〇円となっております。借り人は同じく、〇〇さんでございます。続<br/>いて291番ですが、貸し人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につ<br/>きましては神川字山頭、4,705、地目が畑、地積が3,875㎡となっております。<br/>貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日までで、<br/>小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、神川上の方ござい<br/>ます。続いて292番ですが、貸し人が〇〇さん、神川新町の方でございます。<br/>申請地につきましては神川字桂巻5,103-1、地目が畑、地積が2,723㎡。貸し<br/>付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料<br/>金は〇〇円となっており、借り人は〇〇さんでございます。19ページに移り<br/>たいと思います。293番、貸し人が〇〇さん、桜原自治会の方でございます。</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>申請地につきましては神川字東道原二 4,072-2 でございます。地目が畑、地籍が 3,020 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円。借り人が〇〇さんとなっております。続いて 294 番と 295 番ですが、貸し人が〇〇さん、皆倉自治会の方でございます。申請地の 2 筆についてはお目通しをお願いします。2 筆合わせて地積が 3,869 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましてはそれぞれ 1 筆目が〇〇円、2 筆目が米〇〇俵とされているところです。借り人は〇〇さんでございます。296 番、貸し人が〇〇さん、神川中自治会の方でございます。申請地につきましては神川字真手ケ山 4,610、地目が畑、地籍が 1,293 m<sup>2</sup>、貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 5 年 12 月 14 日までで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。説明は以上です。</p> |
| ○会長   | <p>ただいま事務局から説明がありましたが、新規案件のみ受付番号 287 番と 289 番について徳永委員の報告をお願いいたします。</p>  |
| ○徳永委員 | <p>はい。報告します。まず 287 番ですが、この田んぼはことしの 12 月まで、別の方が、契約して借りていたのですけれども、体調不良ということで返納という話になりました。後任として〇〇さんと交渉したところ、了解を得て新規として契約したところです。〇〇さんは、まだ 50 代ですけども、ほかの田んぼ、畑を含めて、露地野菜を精力的に作っておられる方で問題ないと思います。それから、269 番の田んぼですが、これは新規とはなっておりますけれども、今まで直接契約で耕作していた田んぼです。今回、高収益作物事業を応募したいということで、利用権設定を結んだところです。〇〇さんも露地野菜を含めて、耕作されておりますので、今まで問題はなかったもので、今回も、大丈夫というふうに見ております。審議をお願いいたします。</p>  |
| ○会長   | <p>事務局の説明並びに担当員の報告がありましたが、質疑ありませんか。</p>   |
| ○委員   | <p>無し</p>   |
| ○会長   | <p>質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち受付番号 287 番から 296 番について採決いたします。お諮りします。議案第 35 号のうち受付番号 287 番から 296 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>   |
| ○委員   | <p>無し</p>   |
| ○会長   | <p>異議なしと認めます。したがって議案第 35 号のうち受付番号 287 番から 296 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 35 号のうち受付番号 297 番から 304 番について審議いたします。説明をお願いいたします。</p>  |
| ○事務局長 | <p>はい。297 番から 302 番については、貸し人が〇〇さん、神川上の方でございます。申請地につきましてはお目通しをお願いします。6 筆ございます。6 筆合わせた面積が 4,972 m<sup>2</sup>でございます。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては全部で〇〇</p>  |



|       |  |
|-------|--|
|       | <p>円となっております。借り人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。続いて303番ですが、貸し人が〇〇さん、神川上自治会の方でございます。申請地につきましては神川字大内滝7,336-1、地目は畑、地積が2,499㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和8年12月14日までで小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇でございます。続いて304番ですけれども、貸し人が〇〇さん、神川中自治会の方でございます。申請地につきましては神川字西ケノ木、5,350-1。地目が畑、地積が2,089㎡、貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇でございます。以上です。</p>   |
| ○会長   | <p>ただいま事務局から説明がありましたが、継続案件のみでございますので委員の報告は省略させていただきます。質疑ありませんか。</p>  |
| ○委員   | <p>無し</p>  |
| ○会長   | <p>質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号297番から304番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号297番から304番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>  |
| ○委員   | <p>無し</p>  |
| ○会長   | <p>異議なしと認めます。したがって議案第35号のうち受付番号297番から304番については原案のとおり、許可することに決定しました。続いて議案第35号のうち受付番号305番から314番について審議いたします。説明をお願いいたします。</p>  |
| ○事務局長 | <p>305番ですけれども、貸し人が〇〇さん、神川中自治会の方でございます。申請地につきましては神川字原田3,203-2、地目は田、地積が1,186㎡でございます。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さん、神川上自治会の方でございます。続いて306番、貸し人が〇〇さん、神川上自治会の方でございます。申請地につきましては神川字北鶴2,666、地目は田、地積が1,735㎡、貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて307から308、貸し人は〇〇さん、神川中自治会の方でございます。申請地につきましては2筆ございますのでお目通し願ひまして、2筆合わせて地積が1,659㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日まで、小作料金は全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて309番、貸し人が〇〇さん、麓自治会の方でございます。申請地につきましては馬場字下道浜添1,262-2、地目は田、地積が1,147㎡でございます。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっており、借り人は〇〇さんでございます。続いて310番から311番ですが貸し人が〇〇さん、神川中自治会の方でございます。申請地につきましては2筆ございますので、お目通し願ひまして、2筆合わせて地積が</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>1,531㎡でございます。貸付に関しましては令和2年12月15日から令和3年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっており、借り人は〇〇さんでございます。続いて312番、貸し人が〇〇さん、神川中自治会の方でございます。申請地につきましては神川字中尾4,742、地目は畑、地籍につきましては2,909㎡のうち1,000㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんとなっております。続いて313番、貸し人が〇〇さん、宿利原自治会の方でございます。申請地につきましては神川字小長崎5,013-1、地目は畑、地積が7,192㎡、貸し付けに関しましては令和2年11月26日から令和4年12月14日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて314番、貸し人が〇〇さん、六反田自治会の方でございます。申請地につきましては馬場字八木田508-1、地目は田、地積が1,201㎡、貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和3年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、神川新町の方でございます。以上です。</p> |
| ○会長   | <p>ただいま説明がありましたが、新規案件のみ、受付番号313番について徳永委員の報告をお願いいたします。</p>   |
| ○徳永委員 | <p>はい。報告します。この畑は7,192㎡になっておりますが、実質、山林を含めた地籍になっておりまして実質の耕作畑は4反ほどです。〇〇さんのご主人が亡くなられて1年ちょっとになるのですが、耕作していなくて荒れ地になりかけておりましたが、近くで牛舎を持っておられる〇〇さんと話をしまして、荒れ地をなくするという条件で使用貸借の契約をいたしました。期間は2年間ですけども、2年の間に本格的な耕作者を探しましょうという条件です。でも現在、牧草を播きましてですね、荒れ地が解消されている状況になっております。〇〇さんのほうは、牛舎のほか大工とかいろいろされております。親子3人でいろいろ耕作されておりますので問題ないと思います。以上です。</p>  |
| ○会長   | <p>ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>  |
| ○委員   | <p>無し</p>   |
| ○会長   | <p>質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号305番から314番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号305番から314番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>   |
| ○委員   | <p>無し</p>   |
| ○会長   | <p>異議なしと認めます。したがって議案第35号のうち受付番号305番から314番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第35号のうち受付番号315番から321番について審議いたします。説明をお願いいたします。</p>  |
| ○事務局長 | <p>はい、315番でございますが、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては田代麓字白井草2,564-3、地目が田で、地積が1,479㎡</p>   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金につきましては、反当あたりで〇〇円というふうになっております。借り人は〇〇さん、岩崎自治会の方でございます。続いて21ページに移っていただきまして、316番から318番でございますが、貸し人は〇〇さんでございます。申請地につきましては3筆ございますのでお目通し願いまして、3筆で5,171㎡となっております。貸付に関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金は反当あたり〇〇円ということで、借り人は〇〇さんでございます。続いて319番から320番でございますが、貸し人が〇〇さん、麓自治会でございます。申請地につきましては2筆ございます。それぞれお目通しを願いまして、2筆で1,912㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金につきましては米を〇〇キロということでございます。借り人は〇〇でございます。続いて321番ですが、貸し人が〇〇さん、瀬戸山自治会の方でございます。申請地につきましては馬場字宮下1,817、地目は田、地積が2,955㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。以上です。</p> |
| ○会長   | <p>ただいま説明がありましたが、継続案件のみでございますので、委員の報告は省略させていただきます。質疑ありませんか。</p>   |
| ○委員   | <p>無し</p>   |
| ○会長   | <p>質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号315番から321番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号315番から321番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>   |
| ○委員   | <p>無し</p>   |
| ○会長   | <p>異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号315番から321番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第35号のうち受付番号322番から337番について審議いたします。説明をお願いいたします。</p>  |
| ○事務局長 | <p>はい322番から328番の説明をいたします。貸し人は〇〇さん、瀬戸口自治会の方でございます。申請地につきましては7筆ございますのでお目通し願いまして、7筆合わせて8,974㎡でございます。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。次のページに移っていただきまして、329番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては田代川原字早瀬941-3、地目が田、地積が2,559㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金については米〇〇俵となっております。借り人は〇〇さん、鳥淵自治会の方でございます。続いて330番、貸し人が〇〇さん、橋ノ口自治会の方で</p>   |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>ございます。申請地につきましては田代川原字楠ハエ 4,225-15、地目は畑、地籍が 3,935 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、昇陽自治会の方でございます。続いて 331 番、貸し人が〇〇さん、厚ヶ瀬自治会の方でございます。申請地につきましては、馬場字宮下 1,849-1、地目は田、地積が 1,877 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては〇〇俵と〇〇円となっております。借り人につきましては、〇〇でございます。続いて 332 番から 333 番ですけれども、貸し人が〇〇さん、南大隅町の方でございます。申請地につきましては 2 筆ございますのでお目通し願ひまして、2 筆合わせて地積が 1,317 m<sup>2</sup>、貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては 1 筆目が〇〇円、2 筆目が、もち米で〇〇俵となっております。借り人は〇〇でございます。続いて 334 番ですが、貸し人が〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。申請地につきましては馬場字寺前ノ上 2,030-1、地目が田、地積が 1,500 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては、米で〇〇俵、もち米で〇〇俵となっております。借り人は〇〇さん、神川城自治会の方でございます。続いて 335 番、貸し人が〇〇さん、馬場自治会の方でございます。申請地につきましては田代麓字大根田 24-1、地目は田、地積が 1,924 m<sup>2</sup>、貸付に関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、猪鹿倉自治会の方でございます。続いて 336 番から 337 番、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地につきましては 2 筆ございますのでお目通し願ひます。2 筆合わせて地積が 5,787 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては、全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、盤山自治会の方でございます。以上です。</p> |
| <p>○会長</p>   | <p>ただいま説明がありましたが、新規案件のみ、受付番号 331 番と 333 番について寺田委員調査報告をお願いいたします。</p>   |
| <p>○寺田委員</p> | <p>報告申し上げます。借り人の〇〇さんですけれども、経営能力、土地の有効利用等、全て見ても何ら問題ないものと考えますので、審議のほどよろしく願ひします。</p>   |
| <p>○会長</p>   | <p>続いて受付番号 334 番について内菌委員の報告をお願いいたします。</p>   |
| <p>○内菌委員</p> | <p>334 号の案件ですが、高収益作物時期作交付金に伴い、利用権設定を結んだもので、貸し人と借り人との間で合意しておりますし、借り人の〇〇さんは認定農業者でもあり、耕作地やその周りも綺麗にしており何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく願ひします。</p>  |
| <p>○会長</p>   | <p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>   |

|       |  |
|-------|--|
| ○委員   | 無し   |
| ○会長   | 質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち受付番号 322 番から 337 番について採決いたします。お諮りします。議案第 35 号のうち受付番号 322 番から 337 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。   |
| ○委員   | 無し   |
| ○会長   | 異議なしと認めます。したがいまして議案第 35 号のうち受付番号 322 番から 337 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 35 号のうち受付番号 338 番から 366 番について審議いたします。説明をお願いいたします。  |
| ○事務局長 | はいそれでは説明をいたします 3 ページにわたって説明となりますので、皆さん注意深く資料を御覧いただきたいと思えます。まず 338 番と 339 番でございますが、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては 2 筆でございます。お目通しを願いまして 2 筆で 4,143 ㎡でございます。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては、全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて 340 番から 343 番ですが、貸し人が〇〇さん、川南自治会の方でございます。申請地が 4 筆ございますのでお目通しをお願いいたしまして、4 筆合わせて地積が 7,189 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金が全部で〇〇円となっており、借り人は〇〇さんでございます。続いて 344 番から 346 番ですが、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては 3 筆ございますので、お目通しをお願いいたします。3 筆合わせて地積が 5,708 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては全部で〇〇円となっており、借り人は〇〇さんでございます。続いて 347 番ですが、貸し人が〇〇さん、壱崎自治会の方でございます。申請地につきましては城元字道ナシ 5,538-1、地目は畑、地積が 3,985 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて 348 番から 350 番ですが、貸し人が〇〇さん、大阪府の方でございます。申請地につきましては 3 筆ございますのでお目通しをお願いいたしまして、3 筆合わせた地積が 4,574 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円となっており、借り人は〇〇さんでございます。24 ページに移っていただきまして、351 番から 353 番ですが、貸し人が〇〇さん、壱崎自治会の方でございます。申請地が 3 筆ございますのでお目通しをお願いいたしまして、3 筆合わせた地籍が 7,407 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金については全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて 354 番から 356 番で |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>すが、貸し人が〇〇さん、川北自治会の方でございます。申請地につきましては3筆ございますのでお目通しをお願いします。3筆合わせた地積が7,363㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和7年12月14日まで、小作料金は全部で〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて357番から358番ですが、貸し人が〇〇さん、壱崎自治会の方でございます。申請地につきましては2筆ございますのでお目通し願います。2筆合わせた地積が3,898㎡となっております。貸付に関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて359番、貸し人が〇〇さん、壱崎自治会の方でございます。申請地が城元字原5,579-1、地目は畑、地積が2,931㎡となっております。貸付に関しましては令和2年12月1日から令和7年12月14日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんです。続いて360番、貸し人が〇〇さん、壱崎自治会の方です。申請地につきましては馬場字堀ノ内5,740、地目は畑、地積が2,490㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和7年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて361番、貸し人が〇〇さん、壱崎自治会の方です。申請地につきましては、城元字道ナシ5,542、地目は畑、地積が1,545㎡、貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和7年12月14日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて362番から366番ですが、貸し人が〇〇さん、川南自治会の方でございます。申請地につきましては5筆ございますのでお目通し願います。5筆合わせて8,064㎡、貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和7年12月14日まで、小作料金は全部で〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。以上です。</p> |
| ○会長   | <p>ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号338番から366番について安水委員の報告をお願いいたします。</p>  |
| ○安水委員 | <p>はい。受付番号338号から366号までを報告いたします。借り人の〇〇さんは、サツマイモ、キャベツ、ゴボウ、ネギなど、多くの作物を栽培されております。現在、雇用1名、研修生2名の4名で作業されており、農地はもちろんのこと、農地の周りもきれいに管理されており、何ら問題はないと考えます。審議をよろしく願います。</p>   |
| ○会長   | <p>はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>   |
| ○委員   | <p>無し</p>  |
| ○会長   | <p>質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号338番から366番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号338番から366番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>  |
| ○委員   | <p>無し</p>  |
| ○会長   | <p>異議なしと認めます。したがって議案第35号のうち受付番号338番か</p>   |

ら 366 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 35 号のうち受付番号 367 番から 378 番について審議いたします。説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは 367 番から 369 番でございますが、貸し人は〇〇さん、大久保自治会の方でございます。申請地につきましては 3 筆ございますのでお目通し願います。3 筆合わせまして地籍が 6,259 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 6 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金についてもお目通し願います。借り人が〇〇さん、安水自治会の方でございます。続いて 370 番、貸し人が〇〇さん、川北自治会の方でございます。申請地につきましては城元字牛道 4,741-1、地目は畑、地積が 3,602 m<sup>2</sup>、貸付に関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて 371 番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会の方でございます。申請地につきましては馬場字深山ケ平 5,409、地目が田、地積が 916 m<sup>2</sup>、貸付に関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて 372 番から 373 番、貸し人が〇〇さん、中園自治会の方でございます。申請地につきましては 2 筆ございますのでお目通し願います。2 筆合わせて 2,030 m<sup>2</sup>となっており、貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金についてもお目通し願います。借り人は〇〇さん、上之字都自治会の方でございます。26 ページに移りまして、374 番、貸し人が〇〇さん、川南自治会の方でございます。申請地につきましては城元字浜射場 5,765-2、地目が畑、地積につきましては 4,303 m<sup>2</sup>のうち 2,903 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 4 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて 375 番、貸し人が〇〇さん、申請地につきましては城元字池ノ尾 4,612-2、地目が畑、地積が 2,312 m<sup>2</sup>でございます。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は 10 アール当たり〇〇円ということでございます。借り人は〇〇さんとなっております。続いて 376 番、貸し人が〇〇さん、肝付町の方です。申請地につきましては城元字牛道 4,768-1、地目は畑、地積が 2,548 m<sup>2</sup>、貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は 10 アール当たり〇〇円、借り人は〇〇さんとなっております。続いて 377 番、貸し人が〇〇さん。申請地につきましては城元字斜木 4,597-4、地目が畑、地積が 6,627 m<sup>2</sup>、貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 14 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は反あたり〇〇円、借り人は〇〇さんとなっております。続いて 378 番、貸し人が〇〇さん。申請地は城元字三角 4,698-1、地目は畑、地積が 1,415 m<sup>2</sup>、貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 14 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金は反あたり〇〇円となっており、借り人は〇〇さんでございます。以上です。

|       |   |
|-------|---|
| ○会長   | ただいま説明がありましたが、継続案件のみでございますので委員の報告は省略をさせていただきますが、質疑はありませんか。  |
| ○委員   | 無し  |
| ○会長   | 質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち、受付番号 367 番から 378 番について採決いたします。お諮りします。議案第 35 号のうち受付番号 367 番から 378 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。   |
| ○委員   | 無し  |
| ○委員   | 異議なしと認めます。したがって議案第 35 号のうち受付番号 367 番から 378 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 35 号のうち受付番号 379 番から 380 番について審議いたしますが、農業委員会に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため貸し人・借り人の関係者である○○委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。  |
| ○事務局長 | 説明をさせていただきます。379 番と 380 番でございます。貸し人は○○さん、旭町自治会の方でございます。申請地につきましては 1 筆目が田代麓字中村上原 5, 547-3、地目が畑、地積が 1, 583 m <sup>2</sup> 、2 筆目が馬場字芝山 481-1、地目は田、地籍が 1, 078 m <sup>2</sup> 、合わせて 2, 661 m <sup>2</sup> となっております。貸し付けにしましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましては○○円と○○円と分かれております。借り人は○○さん、神川上の方でございます。以上です。 |
| ○会長   | ただいま説明がありましたが、徳永委員の報告をお願いいたします。   |
| ○徳永委員 | 報告いたします。この二つの物件、土地は、現在○○ですね、ここと口頭契約で耕作しております。契約者は○○ですが、実質、○○さんが契約耕作されております。今回、高収益作物事業に応募するというので、利用権設定を○○さんの個人名で契約すると。いう形になっている内容です。実質継続の感じの物件です。○○さんは先ほども出ましたけれども、親子含めて、雇用者も含めてですね。作業されております。農地の管理も十分されておりますので、問題無いと思います。以上です。  |
| ○会長   | ありがとうございました。ただいま、担当委員の説明がありましたが、質疑はありませんか。  |
| ○委員   | 無し  |
| ○会長   | 質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち受付番号 379 番から 380 番について採決いたします。お諮りします。議案第 35 号のうち受付番号 379 番から 380 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。  |
| ○委員   | 無し  |
| ○会長   | 異議なしと認めます。したがって議案第 35 号のうち受付番号 379 番から 380 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで先ほど退席した○○委員の入室を認めます。続いて議案第 35 号のうち受付番号 381  |



|       |  |
|-------|--|
|       | <p>番から 383 番について審議いたしますが、農業委員会に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため、貸し人、借り人の関係者である〇〇委員は退席をお願いいたします。説明をお願いいたします。</p>   |
| ○事務局長 | <p>はいそれでは説明をさせていただきます。381 番ですが、貸し人は〇〇さんでございます。申請地につきましては神川字桑ノ迫 5,069、地目が畑、地積が 2,934 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 14 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて 382 番から 383 番ですが、貸し人は〇〇さん、申請地につきましては 2 筆でございます。同じ字でございますのでお目通し願いまして、2 筆で 2,000 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 14 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。以上です。</p>  |
| ○会長   | <p>ただいま説明がありましたが、継続案件のみでございますので委員の報告は省力させていただきますが質疑ありませんか。</p>   |
| ○委員   | <p>無し</p>  |
| ○会長   | <p>質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち受付番号 381 番から 383 番について採決いたします。お諮りします。議案第 35 号のうち受付番号 381 番から 383 番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>  |
| ○委員   | <p>無し</p>  |
| ○会長   | <p>異議なしと認めます。したがいまして議案第 35 号のうち受付番号 381 番から 383 番については原案のとおり決定しました。ここで退席していた〇〇委員の入室を認めます。続いて議案第 35 号のうち受付番号 384 番から 405 番までを議題としますが、農業委員会に関する法律第 31 条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため貸し人・借り人の関係者である〇〇委員の退席をお願いいたします。それでは説明をお願いいたします。</p>   |
| ○事務局長 | <p>はいそれでは説明をさせていただきます。まず 384 番ですが、貸し人が〇〇さん、申請地につきましては城元字三ノ迫 4,723-6、地目は畑、地積が 2,259 m<sup>2</sup>、貸付が令和 2 年 11 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。今から説明する分について借り人は全て〇〇さんでございますので、借り人については省略させていただきます。続いて 385 から 386 ですが、貸し人が〇〇でございます。申請地が 2 筆でございます、お目通し願いまして、2 筆で 5,936 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 11 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円となっております。続いて 387 番から 389 番ですが貸し人が〇〇さん、申請地につきましては 3 筆でございます。お目通しをお願いいたしまして、3 筆合わせて 8,251 m<sup>2</sup>となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 11 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円となっております。続いて 390 番から 395 番ですけれども、貸し人が〇〇さんでございます。申請</p> |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>地につきましては6筆ございますのでお目通し願ひまして、6筆合わせて、16,917㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年11月26日から令和5年12月14日まで、小作料金が全部で〇〇円となっております。28ページに移っていただきまして、396番から401番ですが、貸し人が〇〇さん、申請地が同じく6筆ございますのでお目通し願ひまして、6筆合わせて10,327㎡となっております。貸付に関しましては令和2年12月1日から令和5年12月14日まで、小作料金が全部で〇〇円となっております。続いて402番、貸し人が〇〇さん、申請地につきましては城元字三ノ迫4,696-3、地目は畑、地積が2,415㎡、貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和5年12月14日まで、小作料金は〇〇円でございます。続いて403番、貸し人が〇〇さん、申請地につきましては馬場字村ノ下4,018、地目が畑、地積が3,550㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年11月26日から令和5年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっております。続いて404番から405番ですが、貸し人が〇〇さんでございます。申請地につきましては2筆ございます。お目通し願ひまして2筆で4,817㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和5年12月14日まで、小作料金は全部で〇〇円となっております。以上です。</p> |
| ○会長     | ただいま説明がありましたが、担当の畠中推進の報告をお願いいたします。   |
| ○畠中推進委員 | 384から405まで報告します。〇〇さんは、主に生大根・甘藷等を作付けされており、農地の利用状況もよく、また意欲・能力もありますので、よろしくお願ひします。   |
| ○会長     | ただいま、事務局の説明と、担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。   |
| ○委員     | 無し   |
| ○会長     | 質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号384番から405番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号384番から405番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。   |
| ○委員     | 無し   |
| ○会長     | 異議なしと認めます。したがって議案第35号のうち受付番号384番から405番については原案のとおり決定しました。ここで先ほど退席した〇〇委員の入室を認めます。続いて議案第35号のうち受付番号406番から413番について審議いたします。説明をお願いいたします。  |
| ○事務局長   | それでは説明をいたします。今から説明する借り人は公社でございますので、借り人の説明は省きます。406番から407番ですが、貸し人が〇〇さん、申請地につきましては2筆ございますのでお目通し願ひします。2筆合わせて1,953㎡でございます。貸し付けに関しましては令和2年12月31日から令和12年12月30日まで、小作料金についてもお目通しを願ひします。続いて29ページに入りまして、408番から410番、貸し人が〇〇さんでございます。申請   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>地につきましてはお目通し願ひまして、3筆合わせて2,022㎡、貸付に関しましては令和2年12月31日から令和12年12月30日まで、小作料金は〇〇円となっております。続いて411番、貸し人が〇〇さん、申請地につきましては城元字集1,375-1、地目は田、地積が719㎡、貸し付けに関しましては令和2年12月31日から令和12年12月30日まで、小作料金は〇〇円となっております。続いて412番、貸し人が〇〇さん、申請地につきましては田代麓字中村上原5,543-1、地目が畑、地籍が4,711㎡で、貸付が令和2年12月31日から令和7年12月30日まで、小作料金が〇〇円となっております。最後に413番、貸し人が〇〇さん、申請地は田代麓字坂元2,938、地目は田、地積が1,636㎡、貸し付けが令和2年12月31日から令和7年12月30日まで、小作料金は米で〇〇キロとなっております。以上です。</p> |
| ○会長 | ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。  |
| ○委員 | 無し  |
| ○会長 | 質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号406番から413番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号406番から413番については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。   |
| ○委員 | 無し  |
| ○会長 | 異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号406番から413番については原案のとおり決定しました。ここで非農地証明願ひですが、しばらく休憩をしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。  |

|       |   |
|-------|---|
| ○会長   | 休憩前に引き続きまして、議案第36号「農地証明願ひについて」を審議いたします。説明をお願ひいたします。   |
| ○事務局長 | はい。資料は31ページを御覧いただきたいと思ひます。まず受付番号7番ですが、申請日は今年の11月13日でございます。申請人は〇〇さん、指宿市の方でございます。申請に係る土地は神川字野首1,564-4、台帳地目が畑、現況が原野、地積が432㎡となっております。続いて8番ですが、申請日は同日でございます。申請人につきましては〇〇さん、大橋下自治会の方でございます。土地につきましては神川字野首1,564-5、台帳地目は畑、現況は原野となっております。地積につきましては1,178㎡ということで、32ページを御覧いただきたいと思ひます。ここが「すずしろの里」から先のほうへ行ったところ、大体の場所ですね、最初1,564-4の〇〇さんのほうの申請があったのですが、同日で隣の〇〇さんも、非農地証明を出していただきたいということで、2筆同時に受け付けたところでございます。以上です。 |
| ○会長   | ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。すいませぬ本釜委員の報告をお願ひいたします。7号・8号を報告いたします。11月20日に事務局  |

|        |   |
|--------|---|
|        | と現地調査をいたしました。局長が今言われたとおりなのですが、背丈が高い竹等が生い茂っており、農地に戻すには困難と思われます。非農地と認めざるをえないかと思われますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。   |
| ○会長    | ただいま事務局の説明と調査報告ありましたが、質疑はありませんか。  |
| ○鈴委員   | 畑が両隣にあるのですが。畑と畑の間に挟まっているっていう感じですか。  |
| ○折久木書記 | そうです  |
| ○鈴委員   | 竹は畑に侵入している状況ではないですか   |
| ○事務局長  | 今のところ侵入はしていません両側もしっかり農地として管理をされているところなので、油断したらもう1年したら多分入ってくると思います。  |
| ○会長    | ほかにありませんか。  |
| ○委員    | 無し  |
| ○会長    | 質疑なしと認めます。これから議案第36号について採決をいたします。お諮りします。議案第36号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。   |
| ○委員    | 無し  |
| ○会長    | 異議なしと認めます。したがいまして議案第36号については原案のとおり決定しました。次に議案第37号「地積調査に伴う農地地目変更の協議について」を審議いたします。説明をお願いいたします。  |
| ○事務局長  | はい、具体的なのは折久木のほう説明してもらいますが、34ページが、地籍の担当から農業委員会あてに来た公文書でございます。内容といたしましては半分より下のほうに書いてございますが、大字田代麓の一部、平山・内ノ牧について、農地から農地外への地目変更分が788件、191計画区で667件、192計画区で121件というふうに来ております。そして、農地外から農地へ地目変更分が12件、191計画区で2件、192計画区で10件と。いうふうに公文がきております。詳しくはまた折久木のほうで説明します。 |
| ○折久木書記 | 地籍係のほうから地番の一覧表が届いていますので、そちらのほうを地図と一緒に回しますので、5分間程度委員さんのほうで回覧をしてください。   |
| ○会長    | 議事を再開いたしますが、地図などを御覧になったと思いますが、その上で質疑を認めます。何か質疑ありませんか。   |
| ○委員    | 無し  |
| ○会長    | 質疑なしと認めます。これから議案第37号について採決いたします。お諮りします。議案第37号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。  |
| ○委員    | 無し  |
| ○会長    | 異議なしと認めます。したがいまして議案第37号については原案のとおり決定しました。以上で令和2年度11月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。   |
| ○事務局長  | はい。ありがとうございました。姿勢を正してください。  |

一同、礼。ご苦労さまでした。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

番

番

議事録調整者